

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年6月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について  
議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第 3号 事業計画変更申請について  
議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議第 6号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る意見について  
議第 7号 平成29年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について  
議第 8号 平成29年度農業者年金加入推進活動計画（案）について  
議第 9号 平成29年度利用状況調査について  
議第10号 平成29年度作況調査について

- 報告事項 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について  
報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について  
報第 4号 農地潰廃通報について  
報第 5号 作付変更届について  
報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 出席委員 32名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員  | 2番 村 山 佐喜雄 委員  |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員  | 4番 藤 田 吉 則 委員  |
| 6番 野 崎 文 夫 委員  | 7番 五十嵐 秀 一 委員  |
| 8番 蒲 澤 正 委員    | 9番 大 桃 伸 之 委員  |
| 10番 眞 野 薫 委員   | 11番 坂 井 良 雄 委員 |
| 12番 大 竹 正 信 委員 | 13番 原 正 利 委員   |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員   |
| 17番 捧 譽 委員     | 18番 内 山 清 委員   |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |

21番 阿部 新一郎 委員      22番 阿部 眞佐雄 委員  
23番 田邊 稔 委員      24番 阿部 銀次郎 委員  
25番 清野 秀作 委員      26番 星野 英治 委員  
27番 内山 敏雄 委員      28番 渡邊 勝夫 委員  
29番 熊倉 睦 委員      30番 原田 勝 委員  
31番 小林 茂宏 委員      32番 坂井 浩行 委員  
33番 横山 一雄 委員      34番 廣川 哲也 委員

欠席委員      2名

5番 栗原 一郎 委員      14番 羽生 俊昭 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係副参事	渡辺 正美
経営基盤係主任	高野 久美子
経営基盤係 一般任用主事	左居 香

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席32名、欠席2名で会議は成立します。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。12番、大竹正信委員、25番、清野秀作委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速に議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、2番、村山佐喜雄委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前9時34分 2番村山佐喜雄委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

1ページをご覧願います。今月の申請は新規設定2件、面積4,417㎡であります。

17番から順に説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

17番、18番は相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

17番は、貝喰新田地内の農地2筆、4,357㎡、18番は小古瀬地内の農地1筆、60㎡、以上2件は相対で新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第3調査部会長は、村山代理の席の隣に着席願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、6月27日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時27分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定2件、合計件数2件、面積4,417㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いいたします。

（午前9時38分 2番村山佐喜雄委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、2番、村山佐喜雄委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前9時40分 2番村山佐喜雄委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

2ページをご覧ください。今月の申請は、取り消し1件を含む4件で、取り消し案件の面積を除き、合計面積1万8,472㎡であります。

13番は、上保内地内の農地4筆、5,169㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した後継者が死亡したため、世帯内の新たな後継者に再度貸し付けをするものであります。

14番は、尾崎地内の農地1筆、1,229㎡を譲り渡し人が世帯内で使用貸借権の設定を行うものであります。

15番は、大沢地内の農地7筆、1万2,074㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

16番は、取り消し案件であります。月岡2丁目地内の農地1筆、509㎡の売買について、平成29年4月28日の総会で許可をしたところではありますが、売買契約に錯誤があったため、取り消しをするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、取り消しによるもの1件、使用貸借によるもの3件、合計件数4件、取り消しによるものを除き、面積1万8,472㎡で、現地調査を含む書類審査など詳細説明を受け、いずれも譲り受け

人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午前9時43分 2番村山佐喜雄委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告いたします。

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり許可することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

3ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積184㎡であります。

2番は、南四日町3丁目地内の農地1筆、184㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、消防署南分遣所東側300m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第5号の13番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は件数1件、面積184㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

4ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積819㎡であります。

1番は、塚野目2丁目地内の農地1筆、819㎡を東側既存宅地1、322.35㎡と一体利用し、店舗1棟及び駐車場33台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条労働基準監督署南側隣接地で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は件数1件、面積819㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断をいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

8ページをご覧ください。今月の申請は5件で、合計面積2万2,583.66㎡あります。

5ページにお戻りをお願いいたします。13番は、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の2番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

14番は、尾崎地内の農地3筆、202㎡を売買により取得し、西側既存宅地1,730.62㎡と一体利用し、駐車場9台及び既存事業所1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、栄北小学校北東400m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

15番は、東光寺地内の農地1筆、707㎡を賃借権の設定により、東光寺駅乗りかえ跨線橋改良工事に伴う作業ヤードの用地として平成29年7月1日から平成30年1月31日まで、一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、東光寺駅北側100m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

6ページをお願いいたします。16番は、山王地内外の農地計62筆、1万2,443.66㎡を売買により取得し、西側既存雑種地等3,252.77㎡と一体利用し、倉庫・トラクターミナル1棟、駐車場98台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、帯織郵便局西側1,000m付近で、10ha以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が県道分水・栄線の沿道において倉庫・トラクターミナルを整備するものであるから、第1種農地の不許可の例外に該当す

るものと判断されます。

8ページをお願いいたします。17番は、笠堀地内の農地6筆、9,047㎡を賃借権の設定により、新潟県発注の笠堀ダムかさ上げ工事の施工に必要な現場事務所1棟、宿舎2棟等の用地として平成29年7月25日から平成30年9月30日まで、一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、笠堀公民館北側300m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数5件、面積2万2,583.66㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、16番及び17番を除き県農業会議への諮問につきましては、不要と判断をいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、13番から15番の案件、合計3件については許可をすることとし、16番及び17番の案件、合計2件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る意見について』を議題といたします。

なお、27番、内山敏雄委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席を願います。

（午前9時55分 27番内山敏雄委員退席）



議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る意見について』ご説明をいたします。

平成29年5月18日付で「にいがた南蒲農業協同組合」から三条市長に対し、農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請が提出されたことに伴い、農業経営基盤強化促進法第11条の11第4項の規定に基づき、変更承認に先立ち、三条市長より農業委員会の意見を7月3日までに求められているものであります。

9ページをご覧願います。変更理由につきましては、昨年4月に施行されました農業委員会等に関する法律の改正に伴う名称変更のため、変更内容につきましては農業委員会法の改正により「県農業会議」が「県農業委員会ネットワーク機構」になったことに伴い、農地利用集積円滑化事業規程第4条中の名称を変更するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、この規程の変更を適当と認めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いいたします。

（午前9時57分 27番内山敏雄委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第6号『農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る意見について』は、規程の変更を適当と認めることに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『平成29年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第7号『平成29年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』ご説明をいたします。

11ページをご覧願います。ご存じのように全国農業新聞につきましては、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙で、購読料は

月額700円でございます。

改正農業委員会法の主眼である「農地利用の最適化」を果たすためには、地域の理解と協力が必要であり、それらを実現するためには取り組みについて周知を図る必要がございます。このことから、農業委員会系統組織の情報提供活動のシンボルとして「全国農業新聞」の普及推進活動が求められているところでございます。

三条市の購読部数は、平成29年3月時点で128部でございました。昨年度の計画では、農業委員数の5倍の170部を目標としていましたので、42部届かずに、達成率は75%でございました。昨年度は、各委員の皆様のご協力により新規購読が6部ございましたが、これを上回る16部の購読中止があったところでございます。

今年度の目標部数につきましては、新潟県農業会議より①から③までの目標設定(案)が示されましたが、当農業委員会においては3カ年平均と委員1人1部の合計部数を下回っている状況であるため、目標部数は②の168部とさせていただいております。

次に、普及推進に当たっての年間活動計画についてでございます。6月から7月を前期普及月間と位置づけ、担当地区における戸別訪問等による普及推進活動を実施し、8月には農業委員会だよりによるPR活動を実施する予定でございます。

また、10月から11月を重要普及月間、2月から3月を後期普及月間と位置づけ、引き続き戸別訪問や農業委員会だよりによるPR活動に取り組んでまいります。

なお、本年度「情報重点市町村農業委員会」の対象となり、一層の普及推進活動の強化が求められているところでございます。10月には、県農業会議主催による情報重点市町村対象の会議が開催される予定でございます。

新潟県が策定した「『全国農業新聞で農地利用の最適化達成を目指す3カ年運動』に基づく普及推進計画」において、「農業委員・農地利用最適化推進委員1人が毎年2部以上の新規購読申込確保に取り組む」とございます。このことから今年度も全委員の皆様から、委員1人につき2部以上の普及拡大をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

皆さん、この新聞購読に関して意見を述べていただければありがたいかと思うのですが、普及拡大について、やり方について何かいい方法がありましたら、確認願いたいと思います。

実は、私のほうから皆さんにお願いがあるのですが、毎年こうやって1人2部以上普及拡大を推進してお願いしているわけでございます。そんな中で大変せっぱ詰まっているかと思いますが、私の考えの中で去年実は、皆さんご承知のとおりかと思いますが、JAさんに出向きまして、購読を各支店、北営農センター、南営農センター、そして農機・車両センターに、置いてくれと言って依頼したいきさつもあります。そして、またその後、副市長さんにお会いしたときに、新聞を各課に置いていただきたいという願

いをしたわけですが、それに対してはまだはっきり回答は出てきておりません。これは予算の問題もありますしということで保留にさせていただきたいと。そのうち話をさせていただくという内容でしかありません。

今日農業委員の中では議会推薦の方が2名おられますが、できたらその2名の方からも是非各課に新聞を置いてもらうようお願いしていったほうがいいんじゃないかなと思って考えているわけですが。

それと同時に、ほかの市町村を見ると、市議会議員に対しても新聞の購読をお願いしているのだという話をしています。三条市は、それはちょっとどうかなと思うのですが、皆さんのほうで何かご意見ございませんか。

これは無理な問題、話になろうかと思いますが、横山一雄委員さん、何かご意見ございませんか。

33番（横山一雄委員）

特にありません。

議長（野崎会長）

阿部銀次郎委員さん。

24番（阿部銀次郎委員）

特にありません。

議長（野崎会長）

そういうことでまた私のほうから副市長に対して、時間がある限りお願いしていきたいなと思っているわけですが、どうかよろしくお願ひいたします。

皆さんのほうで何かご発言ありませんか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいまの説明のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、今年度も全委員から委員1人につき2部以上の普及拡大を図っていただきますので、是非ともご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

なお、事務局は総会終了後に申込書・普及資材等について説明をお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『平成29年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願ひます。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第8号『平成29年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』ご説明をいたします。

12ページをご覧願ひます。農業者年金制度につきましては、「農業者の老後生活の

安定及び福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする公的な年金でございます。三条市の農業者年金加入状況については、平成29年3月末現在で被保険者が54人、待機者が25人、年金受給者が654人でございます。

昨年度の活動計画では、新規加入目標人数を3人、そのうち20歳から39歳までを3人と設定をしたところでございます。活動の結果、6人の方から加入いただくことができ、うち4人が39歳までの若い農業者でございました。

それでは、今年度の活動計画（案）についてご説明をいたします。

1、今年度の加入目標人数は昨年度と同様の3人で、20歳から39歳までの方としております。この目標人数は、新潟県農業会議と新潟県農業協同組合中央会が設定した人数でございます。新潟県全体の目標は86人、うち20歳から39歳は80人となっております。

2、加入対象として働きかける目標人数は、昨年度と同様、認定農業者及び農業後継者など50人、うち20歳から39歳は20人としております。

3、地区別加入推進班は3班を設置し、A班は三条地区、B班は栄地区、C班は下田地区を担当していただきたいと考えております。各班の推進員数、編成については記載のとおりでございます。

4、加入対象者名簿は、12月31日までに整備をする予定でございます。

5、加入推進強化月間は、各班とも12月から来年2月までとさせていただきます。

6、個別訪問の実施計画につきましては、A班、B班、C班とも12月は加入推進委員による個別訪問、1月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進委員による2回目の個別訪問、2月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定しており、各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりでございます。

7、加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画につきましては、本日の総会で活動計画（案）の審議、12月に農業委員会とJA合同による加入推進対策会議を予定しております。

8、加入対象者に対する説明会等につきましては、2月に農業後継者及び認定農業者等の配偶者を対象に、年金制度の説明会を予定しております。

14ページをお願いいたします。9、啓発普及活動につきましては、8月と3月に発行いたします農業委員会だより「向日葵」によるPRを計画をさせていただきます。

10、その他の活動計画は、記載のとおりでございます。

なお、お手元に農業者年金のチラシ2種類をお配りしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言お願いしたいと思います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、ただいまの説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、農業者年金の加入推進に当たっては加入推進部長、副部長を中心として、全委員の皆様のご協力をお願いいたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第9号『平成29年度利用状況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、農地法第30条以降に規定されている「利用状況調査・指導」の一部として「農地パトロール」を実施してきたところですが、利用状況調査の方法の詳細を農政対策部会に付託したいとご提案申し上げます。いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議なしと認めます。

それでは、議第9号『平成29年度利用状況調査について』につきましては農政対策部会に付託をすることといたします。農政対策部会長、よろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第10号『平成29年度作況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと提案申し上げます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議なしと認めます。

それでは、議第10号『平成29年度作況調査について』につきましては農政対策部会に付託することといたします。

議長(野崎会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長(野崎会長)

それでは、報第2号及び報第6号について事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は、農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いします。

農政対策部会長、15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

農政対策部会は、7月20日午後1時30分から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上で終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。7月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時16分 閉会

会議の・末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（12番）

---

議事録署名委員（25番）

---